

送り状による荷主物保険(運送保険)を
ご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では発送原票(送り状)にてご加入いただく荷主物保険(運送保険)についての重要な事項が記載されておりますので、内容を十分ご確認ください。ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特別約款・特別条項によって定まります。約款が事前に必要な場合は、佐川急便(株)または当社までお申し出ください。

※加入確認印欄は、この書面の受領確認欄を兼ねております。

この荷主物保険は、お荷物の損害を補償するオールリスク条件の保険です。事故発生の際には、佐川急便が運送契約の範囲内で賠償義務を負いますが、天災(例:台風による高潮のため物流施設が冠水した)や、不可抗力(例:トラックが一方向的に追突されお預かりしたお荷物が大破した)の場合など、運送約款上賠償範囲外となるケースがあります。また、佐川急便の賠償責任には責任限度額(荷物1個につき30万円)がございます。

この保険にご加入いただければ、お荷物が万が一事故が発生し佐川急便が無過失の場合や責任限度額を超える場合でも、設定された保険金額の範囲内でオールリスク条件での補償を受けることができます。

お荷物の種類によっては、補償内容が制限されたり、ご加入いただけないものもあります。なお、保険料はお客さま負担であり、この保険に加入するかどうかはお客さまの任意ですので、この書面に記載された内容を十分ご確認のうえご判断ください。

契約概要のご説明
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、佐川急便(株)または当社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

この保険は、輸送中の盗難・破損などによる貨物の損害を補償する一輸送単位の運送保険(※)です。適用される普通保険約款は以下のとおりとなります。

- (※) 保険価額が30万円以下の貨物(注) : 小口貨物運送保険普通保険約款が適用されます。
保険価額が30万円超の貨物 : 運送保険普通保険約款が適用されます。
(注) 美術品・骨とう品、宝石類、引越荷物については運送保険普通保険約款が適用されます。
なお、普通保険約款以外に適用される特約については店頭掲示約款でご確認ください。

<荷主物保険(運送保険)加入方法について>

- ・この書面には荷主物保険(運送保険)の重要事項が記載されておりますので必ずご確認ください。
- ・送り状の貨物欄に保険の対象となるお荷物の明細、保険金額欄に金額をご記入ください。
- ・送り状の荷主保険加入確認印欄に押印してください。

2. 補償内容

(1) 保険金をお支払いする主な場合

- 輸送中の偶然・外来の事故によって発生した以下のような損害を補償します。
- お荷物が盗難された、○お荷物が紛失により届かなかった、○お荷物が破損した、○お荷物が汚損した、○お荷物が水濡れた、○お荷物が火災で焼失した など

<保険金をお支払いしない主な場合>については、注意喚起情報のご説明(裏面)の「1. 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

(2) 保険料について(掛け金)

- (1) 保険料 : 送り状にご記入頂いた保険金額1万円につき10円。
(2) 最低保険料 : 1送り状あたり50円。

(ご参考) 保険料表

保険金額	保険料
35,000円	50円
51,000円	60円
100,000円	100円

(注) 保険料は1円位を切り上げた10円単位で算出されます。

(3) この保険にご加入できないお荷物(除外貨物)

- ・ 貨紙幣、小切手、その他これらに準ずるもの(ただしチケット類・金券類を除く)
- ・ 金・銀・白金の地金 ・ 有価証券 ・ 家畜および生動物

(注) チケット類・金券類につきましては、貴重品扱いにて輸送される場合は、本保険にご加入いただく事ができます。

(4) 保険価額と保険金額

<保険金額を15万円を設定する場合>

送り状1枚目(保険金額欄)

保険金額	¥	1	5	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---

◇保険金額欄◇

保険金額(※1)は、保険価額(※2)どおりに設定ください。

送り状2枚目(加入確認印欄)



◇加入確認印欄◇

必ずお客さまご自身で押印してください。

(※1) 「保険金額」とは、保険事故が発生した場合に当社がお支払いする保険金の限度額のことをいいます。

⇒保険金額は5,000万円が上限となります。5,000万円を超える保険金額をご希望の場合は事前に当社の承認を得る必要がありますので、予め佐川急便へご相談願います。

(※2) 「保険価額」とは、保険の対象となるお荷物の価値の金銭的な評価金額のことをいいます。

- ・ この保険の場合、「保険価額」は「仕切状面価額」(仕切状や納品書に記載された価額で、運賃や諸掛りを含んでいない場合はこれらを加算した金額)となります。
- ・ 金額を記載した仕切状や納品書がない場合は、保険のご加入手続きを行った時における発送地の市価に運賃・諸掛りを加算した金額が「仕切状面価額」となり「保険価額」とされます。

【ご注意】

(その1) 上記と異なる金額を「保険価額」とされる場合は、あらかじめ別途協定させていただく必要があります(発送前に当社の承認が必要となります)。また、送り状運送保険にはご加入頂けない場合もありますので、かならず事前に佐川急便(株)または当社にご相談ください。

(その2) 「保険価額」を上回る金額で「保険金額」を設定されても、保険価額を超える部分についての保険金は支払われず、結果的に必要以上の保険料をご負担されることとなりますので十分ご注意ください。

(5) 保険期間

貨物が荷送人から運送人に引き渡された時に始まり、通常の輸送過程を経て荷受人に引き渡された時に終わります。

(6) 付加できる主な特約

本保険契約につきましては、付加できる特約(オプションでセットできる特約)はございません。

注意喚起情報のご説明	ご加入に際して不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただくようお願いいたします。この書面は荷主物保険（運送保険）の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款および特約をご覧ください。また、ご不明な点については佐川急便様または当社までお問い合わせください。
------------	--

1. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金を受け取るべき者またはこれらの者の法定代理人もしくは使用人の故意または重大な過失による損害
- 自然の消耗や腐敗、さび、むれ、変質、変色などのお荷物の性質による損害
- 荷造り(梱包)の不完全により生じた損害
- 運送の遅延による損害
- 間接損害(慰謝料・違約金・逸失利益など)
- 地震、噴火、戦争・内乱、検疫、公権力による処分による損害など

(2) 重大事由による解除

- 次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ①当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③①および②と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時の注意事項(告知義務・通知義務等)

ご加入の際は、発送原票(送り状)の記載内容を再度ご確認ください。この保険における告知事項・通知事項はありません。ただし、発送原票(送り状)の記載内容が事実と違っている場合、または、事実を記載しなかった場合には、正しく保険金をお支払いできないことがありますので発送原票(送り状)の記載内容を必ずご確認ください。また、ご加入内容に変更が生じる場合には、佐川急便様または当社にご連絡願います。

(2) 他にご連絡いただくべき主な事項(契約内容の変更ほか)

- また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく佐川急便様または当社にご通知ください。
- ・住所または電話番号などを変更される時。
 - ・貨物を第三者に譲渡される場合など輸送中に貨物の所有権が変更される時。

3. その他の注意事項

保険金額を設定される際には特に以下の場合にご注意ください。

<オークション等で落札された貨物>

オークション等で落札された貨物については、発送地の市価はオークション(正当な手続きで実施されたものに限り)で実際に落札された金額となりますので、ご注意ください。

◆具体的には、次のような(例)にご注意ください。

- (例) たまたま10万円で落札できたが、別の機会にオークションで落札しようと思っても、10万円で落札できるとは限らない。20万円位かかるかもしれない。
⇒発送地の市価＝実際の落札金額(10万円)となります。
20万円で保険金額を設定されないようご注意ください。20万円でご加入いただいても、保険金のお支払金額は実際の落札金額の10万円を基準として算出されます。
結果的に、必要以上の保険料をご負担されることとなりますのでご注意ください。

- ◆この保険では、発送原票(送り状)を保険申込書として使用し、保険法(平成20年法律第56号)に定める契約締結時の書面は交付いたしません。発送原票(送り状)の控えを大切に保管ください。
- ◆普通保険約款および特約は店頭に掲示しておりますが、必要な場合は佐川急便様または引受保険会社にお申し付けください。
- ◆この保険は、クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回など)の対象外です。

- ◆申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ◆加入保険料は佐川急便様へてお支払ください。なお、この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。また、輸送開始後に解約された場合については解約返戻金はありません。
- ◆事故が発生した場合にはすみやかに佐川急便様または当社にご連絡ください。保険金請求には、保険金請求書・事故内容を示す書類・輸送貨物の明細を示す書類・輸送の事実と内容を示す書類・損害額とその明細を示す書類等が必要になりますが、必要書類は事故内容により異なりますので都度ご案内します。
- ◆佐川急便様は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、佐川急便様にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- ◆本保険契約に関する個人情報について、当社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①当社およびMS&ADインシュアランスグループ各社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品・投資信託・国債・ローン等の金融商品・リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について
当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について
当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社へ提供することがあります。
当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、MS&ADインシュアランスグループ各社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

<保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて>

- ・当社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・当社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。(詳細については、当社ホームページ<http://www.ms-ins.com>をご覧ください。)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

(受付時間: 平日 9:15~17:00)

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

取扱代理店と引受保険会社

<取扱代理店> 佐川急便株式会社

(住所) 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地 (電話番号) 0120-881-724

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第五部 佐川急便チーム

(住所) 大阪府大阪市中央区北浜4-3-1 (電話番号) 06-6233-1600